

庁名 熊本地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円		
民事訴訟	通常訴訟	8					10	4	4		10	10	6000円 当事者が1名増すごとに3000円を追加 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに3000円分を追加 (内 訳) 500円4枚 100円7枚 50円4枚 20円2枚 10円6枚
民事調停	民事調停						4		2		2		580円	・相手方が1名増すごとに、左の表の郵券を加算 ・郵便料利用希望の方は、係にお問い合わせください。
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)	20					40		10		20		15300円 不動産3筆まで 50万円 不動産4筆～6筆 60万円 不動産7筆～10筆 80万円 11筆以上は5筆ごとに10万円加算	
	担保不動産競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	20					40		10		20		15300円 不動産3筆まで 50万円 不動産4筆～6筆 60万円 不動産7筆～10筆 80万円 11筆以上は5筆ごとに10万円加算	
	強制競売申立て	20					40		10		20		15300円 不動産3筆まで 50万円 不動産4筆～6筆 60万円 不動産7筆～10筆 80万円 11筆以上は5筆ごとに10万円加算	
	担保不動産収益執行申立て	20					40		10		20		15300円 管理費見込額等を勘案して、個別に定められます。	
	形式的競売申立て	20					40		10		20		15300円 不動産3筆まで 50万円 不動産4筆～6筆 60万円 不動産7筆～10筆 80万円 11筆以上は5筆ごとに10万円加算	
	自動車競売申立て	20					40		10		20		15300円	
	債務名義に基づく債権差押え	4	1		1		7						3300円	債権者が1名増すごとに1220円(内訳:500円×2、110円×2)追加 第三債務者が1名増すごとに1860円(内訳:500円×2、350円×1、180円×1、110円×3)追加
	養育費等に基づく債権差押え	4	1		1		7						3300円	第三債務者が1名増すごとに1860円(内訳:500円×2、350円×1、180円×1、110円×3)追加
	財産開示	8	1				14		4		3		6150円	
	情報取得												0円	申立ての種類により要否が異なります。
	情報取得(不動産)	5					5		2		3	1	3220円	※50g定形郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。
	情報取得(給与)	5					6		2		3	1	3330円	※左記の基本料金は、第三者数が1名の場合の額 第三者数が1名増すごとに1,360円分を追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚、50円2枚、20円2枚 ※50g定形郵便が基準となっているため、目録の枚数等により、郵便切手を追加していただくことがあります。
	情報取得(預貯金)	3					4		2		3	1	2110円 第三者報酬額(第三者数×2000円)の予納が必要 ※予納に必要な書類は申立後に送付します。	※左記の基本料金は、第三者数が1名の場合の額 第三者数が1名増すごとに1,360円分を追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚、50円2枚 20円2枚 ※50g定形郵便が基準となっているため、目録の枚数等により、郵便切手を追加していただくことがあります。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予給金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押	6					2	6	1		4		3950円		債権者・債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円×2、110円×2)追加 第三債務者が1名増すごとに1510円(内訳:500円×2、110円×2、100円×2、50円×1、20円×2)追加
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6						4	2		6		3620円		債権者・債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円×2、110円×2)追加 登記所が1か所増すごとに1180円(内訳:500円×2、50円×2、20円×4)追加
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4					4						2440円		債権者・債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円×2、110円×2)追加
	取下げ(債権仮差押)						2						220円		債務者・第三債務者が1名増すごとに110円追加
	取下げ(不動産仮差押・仮処分(処分禁止))	2					1		2		4		1290円		債務者が1名増すごとに110円追加 登記所が1か所増すごとに1180円(内訳:500円×2、50円×2、20円×4)追加
	取下げ(不動産仮差押、不動産仮処分(占有移転禁止)等、執行官が保全執行するもの)						1			4			270円		債務者が1名増すごとに110円追加
	担保取消(担保事由の消滅)	2					2						1220円		被申立人が1名増すごとに1220円(内訳:500円×2、110円×2)追加
	担保取消(担保取消に同意・即時抗告権放棄あり)						1						110円		被申立人が1名増すごとに110円追加
	担保取消(担保取消に同意・即時抗告権放棄なし)	2					2						1220円		被申立人が1名増すごとに1220円(内訳:500円×2、110円×2)追加
	担保取消(権利行使催告)	4					4						2440円		被申立人が1名増すごとに2440円(内訳:500円×4、110円×4)追加
保護命令	保護命令	2					2	5	4		13	4	2220円		
労働審判	労働審判	3						10	2		6	6	2780円		

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	代理人等申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項) ^注	後記管財事件と同一	後記管財事件と同一		郵便切手とは別に、債権者(保証人及び公租公課を含む。)通知用宛名ラベルの提出
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項) ^注	①代理人等の申立てで、直接交付の場合 ②開始決定等送付の場合(本人申立てを含む。)	①の場合 110円×(債権者数+10) 10円×10 ②の場合 1220円×2組 110円×(債権者数+10)		・郵便切手とは別に、債権者(保証人及び公租公課を含む。)通知用宛名ラベルの提出
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)	①代理人等の申立てで、直接交付の場合 ②開始決定等送付の場合(本人申立てを含む。)	①の場合 110円×(債権者数+20) 10円×10 ②の場合 1220円×2組 110円×(債権者数+20) 10円×10		・郵便切手とは別に、債権者(保証人及び公租公課を含む。)通知用宛名ラベルの提出

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	①代理人等の申立てで、直接交付の場合 ②送付の場合	①の場合 110円×(債権者数×2+5) ②の場合 上記①のほか、 1220円分 140円×1 10円×4		全件個人再生委員選任